

東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

1 事務事業の概要

事務事業名	下水道 分担金・使用料金等に関する事務			整理番号	1311-013
第2次 総合計画体系	政策目標	5	快適で便利なまち	担当部署	環境課
	分野別施策	2	上下水道の整備	所属長	籠島 孝宏
	主な施策	4	公共下水道事業の推進	電話番号	79-5340
根拠法令等	下水道法				
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等
事業継続年数	事業開始年度	平成10年度	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年 <input checked="" type="checkbox"/> 21年以上

2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 <small>具体的に誰(なに)を</small>	下水道使用者・供用開始した区域内の汚水排出のある家屋所有者・宅内排水設備設置者	対象者	公共下水道接続世帯及び利用者
事務事業の目的 <small>どのような状態にしたいのか</small>	分担金・使用料を賦課・徴収し公共下水道事業の適正な運営を支える。 民家・事業所などの排水設備の計画申請・完了検査を実施し下水道への不正接続・誤接続を防止する。		
事務事業の内容 <small>どのような方法・手段で事務事業を行ったか</small>	排水設備の設置を完了した者に対して、受益者分担金を賦課徴収し、下水道使用者に対してその使用料を賦課徴収する。また、宅内排水設備を設置する者(排水設備指定工事店も含む)からの申請を受付け、設置工事完了後は施工業者らと立会いの下で検査を行う。排水設備を設置するには指定工事店としての認定、排水設備工事責任技術者の配置が必要であり、徳島県建設技術センターで後者の資格試験をしていることから同センターとの連携により技術者の技術力保持等に協力する。		
事務事業の成果 <small>結果・実績はどうか</small>	令和4年度実績 宅内排水検査件数 : 12件 受益者分担金収入額 : 2,700,000円 下水道使用料収入額 : 43,403,420円(※現年度分のみ)		
特記事項			

3 事業費の推移と評価対象年度経費

		令和3年度		令和4年度(評価対象年度)		令和5年度(見込)	
		0	うち繰越分↓ 0	0	うち繰越分↓ 0	0	うち繰越分↓ 0
事業費【(a)～(e)の合計】	国庫支出金(a)		うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	県支出金(b)		うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	地方債(c)		うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	その他(d)		うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	うち受益者負担		うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	一般財源(e)		うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	特定財源の名称・金額						
令和4年度 経費の内訳 <small>事務事業に係る経費の詳細</small>	予算科目(歳出区分)	会計		款		項	目
備考							